

公開買付説明書の訂正事項分 (7回目)

2021年7月

株式会社シティインデックスイレブンス
(対象者：日本アジアグループ株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社シティインデックスイレブンス
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区東三丁目22番14号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目22番14号
【電話番号】	03-3486-5757
【事務連絡者氏名】	代表取締役 福島 啓修
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社シティインデックスイレブンス (東京都渋谷区東三丁目22番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社シティインデックスイレブンスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、日本アジアグループ株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2021年4月27日付で提出した公開買付届出書(2021年4月28日付、同年5月11日付、同年6月2日付、同年6月15日付、同年6月29日付及び同年7月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、①2021年6月30日より再開した対象者との協議が進展したことに伴い、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」、同「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」、及び同「(3) 本公開買付け終了後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の変更が必要となり、②対象者及び藍澤証券株式会社からの要望を踏まえて本公開買付け価格を960円から970円に引き上げることを決定したことに伴い、「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」及び同「8 買付け等に要する資金」の「(1) 買付け等に要する資金等」の変更が必要となり、③対象者が2021年7月14日に「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(賛同)のお知らせ」と題するプレスリリースを公表したことに伴い、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」及び「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」並びに「第4 公開買付者と対象者との取引等」の「2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の変更が必要となったこと、④「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け終了後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に関する記載のうち、「対象者株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。」との記載については、かかる内容に誤植があったことから、記載事項の一部に訂正すべき事項(買付け等の期間の延長を含みます。)が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 本公開買付け終了後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

<前略>

上記協議期間の最終日である2021年6月11日の翌日である同月12日から同月29日まで、公開買付者は、対象者との協議を行っていませんでしたが、2021年6月29日付の公開買付届出書の訂正届出書の提出により本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたのを受けて、同年6月29日、対象者から公開買付者に対して、上記協議期間の協議事項のうち、上記(i)を除く(注10)、上記(ii)対象者会社の売却方法及び上記(iii)対象者の継続事業の対応について協議再開の申入れがあり、翌30日から協議を再開いたしました。本公開買付期間中に再度協議を行うこととした理由は、従前、本公開買付期間が2021年6月29日をもって終了することを前提として本公開買付け終了後に協議を再開する予定であったところ、本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたことにより、本公開買付けの終了を待っている従前予定していた協議再開時期よりも約半月も協議再開が遅れることとなるためです。また、協議再開後の協議期間については、当初は2021年7月2日までとした上で必要に応じて延長する予定ですが、遅くとも本公開買付期間の終了日である同月15日までに終了させる予定です。

- (注10) 公開買付者は、対象者が上記協議期間の協議事項のうち上記(i)を除いた理由として、6月11日付対象者要望書による対象者の公開買付者に対する「公開買付者が、本公開買付価格を、対象者が対象者株主還元策プレスリリース記載の『第二の創業』に関する施策を実施していれば株主還元策として実現できたであろう適切な金額(6月11日付対象者要望書に、当該金額は、金融機関の支援が得られない場合における、山下氏以外の対象者株主を対象とする自己株式の取得に係るシミュレーションで算出された金額を指し、本公開買付価格を50円程度引き上げた価格であると推計されると記載しています。)と同等以上の価格とすること」との要望に応じて、公開買付者が本公開買付価格を910円から50円引き上げて960円としたことによるものと考えております。

(訂正後)

<前略>

上記協議期間の最終日である2021年6月11日の翌日である同月12日から同月29日まで、公開買付者は、対象者との協議を行っていませんでしたが、2021年6月29日付の公開買付届出書の訂正届出書の提出により本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたのを受けて、同年6月29日、対象者から公開買付者に対して、上記協議期間の協議事項のうち、上記(i)を除く(注10)、上記(ii)対象者会社の売却方法及び上記(iii)対象者の継続事業の対応について協議再開の申入れがあり、翌30日から協議を再開いたしました。本公開買付期間中に再度協議を行うこととした理由は、従前、本公開買付期間が2021年6月29日をもって終了することを前提として本公開買付け終了後に協議を再開する予定であったところ、本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたことにより、本公開買付けの終了を待ってからは従前予定していた協議再開時期よりも約半月も協議再開が遅れることとなるためです。また、協議再開後の協議期間については、当初は2021年7月2日までとした上で必要に応じて延長する予定ですが、遅くとも本公開買付期間の終了日である同月15日までに終了させる予定です。

(注10) 公開買付者は、対象者が上記協議期間の協議事項のうち上記(i)を除いた理由として、6月11日付対象者要望書による対象者の公開買付者に対する「公開買付者が、本公開買付価格を、対象者が対象者株主還元策プレスリリース記載の『第二の創業』に関する施策を実施していれば株主還元策として実現できたであろう適切な金額(6月11日付対象者要望書に、当該金額は、金融機関の支援が得られない場合における、山下氏以外の対象者株主を対象とする自己株式の取得に係るシミュレーションで算出された金額を指し、本公開買付価格を50円程度引き上げた価格であると推計されると記載しています。)と同等以上の価格とすること」との要望に応じて、公開買付者が本公開買付価格を910円から50円引き上げて960円としたことによるものと考えております。

その後、公開買付者は、2021年7月1日、藍澤証券(同社は2021年6月30日に再開された公開買付者と対象者との協議に参加していません。)から、(a)従前からの主張の通り少数株主保護という観点から本公開買付価格を引き上げてほしい、(b)本公開買付価格の引上げ幅については公開買付者に一任するとの要請があり、更に、対象者からも、2021年7月8日付「要望書」(以下「7月8日付対象者要望書」といいます。))により、本公開買付価格の引上げの要望がありました(7月8日付対象者要望書の概要は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。)。公開買付者は、これらを受けて再考した結果、2021年7月14日、本公開買付価格を960円から970円に10円引き上げることを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格について、2021年7月14日付の公開買付届出書の訂正届出書による引上げを最終のものとし、追加の引上げは行わない予定です。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

(v) 本公開買付け開始後における対象者との協議

<中略>

上記協議期間の最終日である2021年6月11日の翌日である同月12日から同月29日まで、公開買付者は、対象者との協議を行っていませんでしたが、2021年6月29日付の公開買付届出書の訂正届出書の提出により本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたのを受けて、同年6月29日、対象者から公開買付者に対して、上記協議期間の協議事項のうち、上記(i)を除く、上記(ii)対象子会社の売却方法及び上記(iii)対象者の継続事業の対応について協議再開の申入れがあり、翌30日から協議を再開いたしました。本公開買付期間中に再度協議を行うこととした理由は、従前、本公開買付期間が2021年6月29日をもって終了することを前提として本公開買付け終了後に協議を再開する予定であったところ、本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたことにより、本公開買付けの終了を待ってからは従前予定していた協議再開時期よりも約半月も協議再開が遅れることとなるためです。また、協議再開後の協議期間については、当初は2021年7月2日までとした上で必要に応じて延長する予定ですが、遅くとも本公開買付期間の終了日である同月15日までに終了させる予定です。

<中略>

公開買付者は、2021年6月29日付の公開買付届出書の訂正届出書を提出することに伴い、本公開買付期間を同訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日まで延長する必要があるところ、対象者が2021年5月31日に公表した「2021年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」によれば、対象者は2021年6月30日に第34期有価証券報告書を提出することを予定しており、当該有価証券報告書の提出は公開買付届出書の訂正届出書の提出事由にあたることから、公開買付者は2021年7月1日に公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定ですが、法令上、公開買付期間の末日は当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされている点により、予め10営業日経過後の2021年7月15日まで本公開買付期間を延長する必要があると考え、2021年6月29日、本公開買付期間を2021年7月15日(木曜日)まで延長し、本公開買付期間を合計54営業日とすることといたしました。

(訂正後)

<前略>

(v)本公開買付け開始後における対象者との協議

<中略>

上記協議期間の最終日である2021年6月11日の翌日である同月12日から同月29日まで、公開買付者は、対象者との協議を行っておりませんでした。2021年6月29日付の公開買付届出書の訂正届出書の提出により本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたのを受けて、同年6月29日、対象者から公開買付者に対して、上記協議期間の協議事項のうち、上記(i)を除く、上記(ii)対象子会社の売却方法及び上記(iii)対象者の継続事業の対応について協議再開の申入れがあり、翌30日から協議を再開いたしました。本公開買付期間中に再度協議を行うこととした理由は、従前、本公開買付期間が2021年6月29日をもって終了することを前提として本公開買付け終了後に協議を再開する予定であったところ、本公開買付期間が同年7月15日まで延長されたことにより、本公開買付けの終了を待っている従前予定していた協議再開時期よりも約半月も協議再開が遅れることとなるためです。また、協議再開後の協議期間については、当初は2021年7月2日までとした上で必要に応じて延長する予定ですが、遅くとも本公開買付期間の終了日である同月15日までに終了させる予定でした。

その後、公開買付者は、対象者から、7月8日付対象者要望書により、本公開買付けへの対応に関して、大要、次のイ乃至ハの条件について受け入れるよう要望がありました。

イ. 6月11日付対象者要望書の条件(a)の充足性について

公開買付者が対象子会社株式の段階的譲渡を求めていることに関して、対象者より優先交渉権を付与された買い手候補者からも、これを受け入れることを前向きに検討する旨の意向が示されたことから、対象者が、当該買い手候補者との間で、対象子会社の株式譲渡契約を締結した場合において、当該株式譲渡契約を実行する手続について、公開買付者が、これに合理的な理由なく反対しない旨を確約していること。

ロ. 6月11日付対象者要望書の条件(b)の充足性について

6月11日付対象者要望書の条件(b)は、公開買付者が、2021年6月15日付の公開買付届出書の訂正届出書に基づき、本公開買付価格を910円から960円へと引き上げたことにより既に充足されたものとも考えることもできるが、対象者取締役会は、対象者の少数株主の利益のため、公開買付価格を最大限まで引き上げることを目的とする交渉に最後まで全力を尽くす責務を負っていると解するべきであるから、対象者より公開買付価格の引上げを求める最終要請を行った上で、同最終要請に対する対象者からの回答を確認すること。

ハ. 6月11日付対象者要望書の条件(c)の充足性について

JAG継続事業に関しては、対象者取締役会の構成員である常勤取締役が、企業価値向上を目的として、JAG継続事業を一体として運営できる環境を維持すること(JAG継続事業のために合理的に必要と認められる金額の運転資金が確保されることを含む。以下「JAG継続事業一体運営スキーム」という。)について、公開買付者が合意し、JAG継続事業一体運営スキームの実現に協力する旨を確約していること。

これに対し、同日、公開買付者は、次のように回答しました。

- ・ 上記イについては、買い手候補者が段階的譲渡を受け入れることを前提として、株式譲渡契約を実行する手続きについて合理的な理由なく反対しない旨を確約する。
- ・ 上記ロについては、本公開買付価格を960円から970円に引き上げる。
- ・ 上記ハについては、JAG継続事業一体運営スキーム(公開買付者としては、山下氏所有会社に対する会社分割によるJAG継続事業の承継を想定している。)が不合理な内容でない限り、その実現に協力することを確約する。

また、公開買付者は、対象者との前記協議を重ねる中で、対象者に対し、仮に対象者が本公開買付けに賛同の意見を表明するのであれば、対象者が自ら後述の株式併合等議案(株式併合等議案につきましては、下記「(3) 本公開買付け終了後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)を株主総会に付議することも決定すべきであるとの要請を行っていたところ、2021年7月12日、対象者から公開買付者に対し、本公開買付けにおいて対象者株主の多数の応募があって初めて対象者が株式併合等議案の株主総会への付議を行うべきであると考えており、本公開買付け後における公開買付者らの議決権所有割合が対象者の総株主の議決権の過半数となった場合には、特段の事情のない限り、公開買付者からの要請があったときには、対象者が株式併合等議案の株主総会への付議を行うとの公開買付者からの要請に反対する理由は見出しがたいとの回答がありました。

そして、対象者が2021年7月14日に公表した「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(賛同)のお知らせ」(以下「対象者賛同意見表明プレスリリース」といいます。)と題するプレスリリースによれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、対象者賛同意見表明プレスリリースによれば、山下氏(所有株式数：143,230株、所有割合：0.52%)及び山下氏が支配する会社であるグリーンプロジェクト株式会社(所有株式数：2,060,183株、所有割合：7.51%(注6)。以下、山下氏と総称して「非合意応募予定株主」といい、非合意応募予定株主の所有株式総数は2,203,413株(所有割合：8.03%)となります。)は、2021年7月14日付の公開買付届出書の訂正届出書提出日現在、公開買付者との間で応募契約は締結しておらず、応募の合意も行っていないものの、その所有する対象者株式の全てをそれぞれ本公開買付けに応募する予定とのことです。なお、公開買付者は、非合意応募予定株主に本公開買付けへの応募の打診や協議を行っておりません。

(注6) 対象者賛同意見表明プレスリリースによれば、グリーンプロジェクト株式会社は、2021年7月6日、JA PARTNERS LTD及び同社の出資先であるJAPAN ASIA HOLDINGS LIMITEDの所有する対象者株式1,960,183株を代物弁済により取得し、また、当該取引と同時に対象者株式100,000株を現金対価で取得したとのことです。なお、対象者賛同意見表明プレスリリースによれば、2021年7月14日時点でJA PARTNERS LTDと山下氏との資本関係は解消されていることから、対象者は、JA PARTNERS LTD及び山下氏がJA PARTNERS LTDを通じて出資していたJAPAN ASIA HOLDINGS LIMITEDが同日時点で所有している対象者株式の数(なお、JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITEDが提出した2021年7月13日付の大量保有報告書の変更報告書No.7によれば、同社は、2021年7月6日現在、対象者株式を1,588,217株所有しているとのことです。)並びに両社の本公開買付けへの応募に係る意向は把握していないとのことです。なお、公開買付者は、JA PARTNERS LTD及びJAPAN ASIA HOLDINGS LIMITEDに本公開買付けへの応募の打診や協議を行っておりません。

公開買付者は、7月8日付対象者要望書による要望のうち上記イ及びハ並びにこれらに対する上記回答の内容を具体化するための対象者との協議を2021年7月14日付の公開買付届出書の訂正届出書提出後に行う予定ですが、当該協議の完了は本公開買付け終了後となる見通しです。

< 中略 >

公開買付者は、2021年6月29日付の公開買付届出書の訂正届出書を提出することに伴い、本公開買付期間を同訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日まで延長する必要があるところ、対象者が2021年5月31日に公表した「2021年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」によれば、対象者は2021年6月30日に第34期有価証券報告書を提出することを予定しており、当該有価証券報告書の提出は公開買付届出書の訂正届出書の提出事由にあたることから、公開買付者は2021年7月1日に公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定ですが、法令上、公開買付期間の末日は当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされている点により、予め10営業日経過後の2021年7月15日まで本公開買付期間を延長する必要があると考え、2021年6月29日、本公開買付期間を2021年7月15日(木曜日)まで延長し、本公開買付期間を合計54営業日としておりましたが、上述の通り、対象者からの要望を踏まえて本公開買付価格を引き上げることにより改めて公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、本公開買付期間を2021年7月14日付の公開買付届出書の訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日である2021年7月30日(金曜日)まで延長し、本公開買付期間を合計63営業日とすることといたしました。なお、かかる本公開買付期間の延長は、公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合、法令上、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされていることによるものです。

(3) 本公開買付け終了後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

<前略>

本臨時株主総会の開催時期等については、公開買付者と対象者にて協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、公開買付者としたしましては、本臨時株主総会の開催に向けて対象者にご協力いただけるよう誠実にご説明を差し上げる予定ですが、仮に対象者にご協力いただけない場合には、やむを得ず、株主としての地位に基づいて本臨時株主総会の開催のために必要となる手続を、自ら、できる限り速やかに実施する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認を得られた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請いたします。本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者らのみが対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう対象者に要請いたします。本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を充たす場合には、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記の通り、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)が所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本臨時株主総会において株式併合等議案が可決された場合(公開買付者らの所有する対象者の議決権が対象者の総議決権の40%未満に留まり本臨時株主総会が開催されなかった場合や、当該議決権が40%以上となって本臨時株主総会が開催されても株式併合等議案が否決された場合は、下記「(5) 本公開買付け終了後の株券等の追加取得の予定」に記載の通り、株式併合等議案が対象者株主総会において可決されるに至るまで、対象者株式を追加取得することや対象者に自己株式取得を働きかけ、株式併合及び単元株式数の定めを廃止を要請します。)には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、本株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者株式の株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することとなります。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等について、本公開買付け終了後、公開買付者は対象者に協議の申入れを行う予定であり、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(訂正後)

<前略>

本臨時株主総会の開催時期等については、公開買付者と対象者にて協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、公開買付者といたしましては、本臨時株主総会の開催に向けて対象者にご協力いただけるよう誠実にご説明を差し上げる予定ですが、仮に対象者にご協力いただけない場合には、やむを得ず、株主としての地位に基づいて本臨時株主総会の開催のために必要となる手続を、自ら、できる限り速やかに実施する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認を得られた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請いたします。本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者らのみが対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう対象者に要請いたします。本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を充たす場合には、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記の通り、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)が所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本臨時株主総会において株式併合等議案が可決された場合(公開買付者らの所有する対象者の議決権が対象者の総議決権の40%未満に留まり本臨時株主総会が開催されなかった場合や、当該議決権が40%以上となって本臨時株主総会が開催されても株式併合等議案が否決された場合は、下記「(5) 本公開買付け終了後の株券等の追加取得の予定」に記載の通り、株式併合等議案が対象者株主総会において可決されるに至るまで、対象者株式を追加取得することや対象者に自己株式取得を働きかけ、株式併合及び単元株式数の定めを廃止を要請します。)には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、本株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者株式の株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することとなります。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等について、本公開買付け終了後、公開買付者は対象者に協議の申入れを行う予定であり、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

また、公開買付者は、対象者との前記協議を重ねる中で、対象者に対し、仮に対象者が本公開買付けに賛同の意見を表明するのであれば、対象者が自ら株式併合等議案を株主総会に付議することも決定すべきであるとの要請を行っていたところ、2021年7月12日、対象者から公開買付者に対し、本公開買付けにおいて対象者株主の多数の応募があつて初めて対象者が株式併合等議案の株主総会への付議を行うべきであると考えており、本公開買付け後における公開買付者らの議決権所有割合が対象者の総株主の議決権の過半数となった場合には、特段の事情のない限り、公開買付者からの要請があつたときは、対象者が株式併合等議案の株主総会への付議を行うとの公開買付者からの要請に反対する理由は見出しがたいとの回答がありました。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2021年4月27日(火曜日)から2021年7月15日(木曜日)まで(54営業日)
公告日	2021年4月27日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2021年4月27日(火曜日)から2021年7月30日(金曜日)まで(63営業日)
公告日	2021年4月27日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1 株につき 金960円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p style="text-align: center;">＜前略＞</p> <p>その後、対象者から6月11日付対象者要望書により、本公開買付価格を50円程度以上引き上げてほしいとの要望がなされたことから、公開買付者において、本公開買付価格の引き上げについて真摯に検討し、対象者が6月11日付対象者要望書において「金融機関の支援が得られない場合における、山下氏以外の対象者株主を対象とする自己株式の取得に係るシミュレーションで算出された金額は本公開買付価格を50円程度引き上げた価格であると推計される」と述べていることから、対象者株主の利益を考慮して、対象者による自己株式取得が実施される場合の取得価格と同程度(本公開買付価格を50円程度引き上げた価格)まで本公開買付価格を引き上げることが適切であると判断し、公開買付者は、本公開買付価格を910円から960円に引き上げることといたしました。</p>
算定の経緯	<p style="text-align: center;">＜前略＞</p> <p>(本公開買付価格の算定の経緯)</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>その後、対象者から6月11日付対象者要望書により、本公開買付価格を50円程度以上引き上げてほしいとの要望がなされたことから、公開買付者において、本公開買付価格の引き上げについて真摯に検討し、対象者が6月11日付対象者要望書において「金融機関の支援が得られない場合における、山下氏以外の対象者株主を対象とする自己株式の取得に係るシミュレーションで算出された金額は本公開買付価格を50円程度引き上げた価格であると推計される」と述べていることから、対象者株主の利益を考慮して、対象者による自己株式取得が実施される場合の取得価格と同程度(本公開買付価格を50円程度引き上げた価格)まで本公開買付価格を引き上げることが適切であると判断し、公開買付者は、本公開買付価格を910円から960円に引き上げることといたしました。</p>

(訂正後)

株券	普通株式 1 株につき 金970円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p style="text-align: center;">＜前略＞</p> <p>その後、対象者から6月11日付対象者要望書により、本公開買付価格を50円程度以上引き上げてほしいとの要望がなされたことから、公開買付者において、本公開買付価格の引き上げについて真摯に検討し、対象者が6月11日付対象者要望書において「金融機関の支援が得られない場合における、山下氏以外の対象者株主を対象とする自己株式の取得に係るシミュレーションで算出された金額は本公開買付価格を50円程度引き上げた価格であると推計される」と述べていることから、対象者株主の利益を考慮して、対象者による自己株式取得が実施される場合の取得価格と同程度(本公開買付価格を50円程度引き上げた価格)まで本公開買付価格を引き上げることが適切であると判断し、公開買付者は、本公開買付価格を910円から960円に引き上げることといたしました。</p> <p><u>その後、公開買付者は、2021年7月1日、藍澤証券(同社は2021年6月30日に再開された公開買付者と対象者との協議に参加しておりません。)から、(a)従前からの主張の通り少数株主保護という観点から本公開買付価格を引き上げてほしい、(b)本公開買付価格の引き上げ幅については公開買付者に一任するとの要請があり、更に、対象者からも、7月8日付対象者要望書により、本公開買付価格の引き上げの要望がありました。公開買付者は、これらを受けて再考した結果、2021年7月14日、本公開買付価格を960円から970円に10円引き上げることを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格について、2021年7月14日付の公開買付届出書の訂正届出書による引き上げを最終のものとし、追加の引き上げは行わない予定です。</u></p>
算定の経緯	<p style="text-align: center;">＜前略＞</p> <p>(本公開買付価格の算定の経緯)</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>その後、対象者から6月11日付対象者要望書により、本公開買付価格を50円程度以上引き上げてほしいとの要望がなされたことから、公開買付者において、本公開買付価格の引き上げについて真摯に検討し、対象者が6月11日付対象者要望書において「金融機関の支援が得られない場合における、山下氏以外の対象者株主を対象とする自己株式の取得に係るシミュレーションで算出された金額は本公開買付価格を50円程度引き上げた価格であると推計される」と述べていることから、対象者株主の利益を考慮して、対象者による自己株式取得が実施される場合の取得価格と同程度(本公開買付価格を50円程度引き上げた価格)まで本公開買付価格を引き上げることが適切であると判断し、公開買付者は、本公開買付価格を910円から960円に引き上げることといたしました。</p> <p><u>その後、公開買付者は、2021年7月1日、藍澤証券(同社は2021年6月30日に再開された公開買付者と対象者との協議に参加しておりません。)から、(a)従前からの主張の通り少数株主保護という観点から本公開買付価格を引き上げてほしい、(b)本公開買付価格の引き上げ幅については公開買付者に一任するとの要請があり、更に、対象者からも、7月8日付対象者要望書により、本公開買付価格の引き上げの要望がありました。公開買付者は、これらを受けて再考した結果、2021年7月14日、本公開買付価格を960円から970円に10円引き上げることを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格について、2021年7月14日付の公開買付届出書の訂正届出書による引き上げを最終のものとし、追加の引き上げは行わない予定です。</u></p>

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	<u>18,149,563,200</u>
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	5,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a)+(b)+(c)	<u>18,159,563,200</u>

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(18,905,795株)に本公開買付価格(960円)を乗じた金額を記載しています。

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	<u>18,338,621,150</u>
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	5,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a)+(b)+(c)	<u>18,348,621,150</u>

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(18,905,795株)に本公開買付価格(970円)を乗じた金額を記載しています。

<後略>

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2021年7月26日(月曜日)

(訂正後)

2021年8月6日(金曜日)

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

対象者が2021年7月14日に公表した「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(賛同)のお知らせ」と題するプレスリリースによれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

II 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2021年7月14日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。